

## パレスチナ自治区ガザ地区における停戦及び人道支援を求める決議

10月7日、ハマス等パレスチナ武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生し、罪のない一般市民に多大な被害が発生した。さらに、一般市民を含む多数の方々がハマス等パレスチナ武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマス等パレスチナ武装勢力によるイスラエル文民への攻撃は、国際法違反のテロ行為であり、強く非難し、人質の即時解放とイスラエルに対する攻撃の即刻停止を求める。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への空爆、地上侵攻や、電力、燃料、物資等を封鎖し、多くの子どもも犠牲となる深刻な人道危機が発生している。グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、「100万人以上の人々に対して避難所も食料も水も医薬品も燃料もないガザ地区南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは民間人の保護に反すると非難し、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言した。いかなる理由があろうと、すべての紛争当事者は国際人道法を厳守すべきである。

国連緊急特別総会は10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121か国で採択し、安全保障理事会は11月15日に「人道的休止」を求める決議を採択した。しかし、採択後も一時的に「人道的休戦」はあったものの戦闘は続いている。

よって、本議会は、日本政府として国連での決議が履行されるよう、関係国や当事者に働き掛けていくことを強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月20日

富山市議会